|  |
| --- |
| **資料 No.３** |

令和3年7月16日

第１回瑞浪市市民まちづくり会議資料

瑞浪市市民まちづくり会議会議運営規程

（趣旨）

第１条　この規程は、瑞浪市市民まちづくり会議設置条例第８条の規定による瑞浪市市民まちづくり会議（以下「会議」という。）の会議運営について、必要な事項を定めるものとする。

（会議の公開）

第２条　会議は公開とする。

（会議の傍聴）

第３条　会議の傍聴については、会長が別に定める。

（会議録等）

第４条　会長は、会議録を作成するものとする。

２　会議録及び会議に提出された資料は公開するものとする。

（会議の規律）

第５条　何人も、会議の開催中はみだりに発言し、騒ぎ、その他議事

の妨害となる行為をしてはならない。

（委任）

第６条　この規程に定めるもののほか、会議の運営について必要な

　事項は、会長が別に定めるものとする。

この規程は、平成２７年７月２７日から施行する。